

平成 22 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[民事訴訟法]

次の事例を読んで、問 (1) から (3) に答えなさい。

千葉市に住所を有する Y は、名古屋市に本社を有する貸金業者である X 社との間で、平成 21 年 8 月 1 日、金銭消費貸借契約（以下、「本件契約」という。）を締結し、弁済期を平成 22 年 2 月 1 日として金 150 万円を借り受けた。本件契約書の契約条項には、「本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、名古屋地方裁判所のみを管轄裁判所とします。」との管轄合意条項が含まれていた。また、Y の X 社に対する貸金債務については、Y の父親である Z が連帯保証をしていた。

ところが、Y は、弁済期を過ぎても弁済せず、X 社は再三にわたり弁済を求めたものの、Y は弁済をしようとはしなかった。そこで、X 社は、Z に連帯保証債務の履行を求める一方で、Y を相手取り、合意管轄裁判所である名古屋地方裁判所に貸金返還を求める訴え（以下、「本件訴え」という。）を提起した。

- (1) 本件契約が、X 社の千葉支店において締結されていた場合、Y は、管轄合意に反して、千葉地方裁判所への移送を申し立てることはできるだろうか。
- (2) 本件訴えにおいて、Y の債務の存在が認められ、X 社の請求が認容され、判決が確定したにもかかわらず、Y が任意に履行しなかったため、X 社は、Z を相手取り、保証債務履行請求の訴えを提起した。Z が、すでに Y は本件債務を弁済しているとして、X 社の請求を争うことは、X 社 Y 間の確定判決の既判力に抵触しないだろうか。
- (3) 本件訴えの係属中に、X 社が、Y に対する貸金債権を A 社に譲渡した場合、A 社が X 社 Y 間の訴訟に参加するためにはどのような手続によるべきであろうか。

【100点】